

た場合には、そのようなことがいえる。

しかし、指数を再計算する方法は、「退職者」指数を提供することができない。そのようなある指数は、指数作成に用いられる人びとの経験全部に関連づけられるべきである。全制度、しかも、指数のウェイトをそのまま使用しない制度は、退職者によって必要とされる消費のユニットに現われる結果を反映させるように組み上げられるべきである。物価は退職者の購入する項目について入手され、また、かれらが利用する店で入手されるべきで、なお、資料は高齢者が高度に集中している地域で集められるべきである。現在の地域サンプリング方式は、高齢者の占める比率の高い地域を含む例がきわめて稀である。

注1 1972年には、この論文に用いた資料以後、社会保障年金に自動的な生計費調整を行なうように、社会保障法が改正された。

Monthly Labor Review, U.S. Department of
Labor, Vol. 95, No. 6, June 1972.

より弾力的な年金制度

Halina Worach - Kardos

(ポーランド)

本稿では、筆者は年金年齢の決定に用いるより弾力的な仕組みの考え方について、ポーランドで行なわれている一般的な論議に占めるかの女の立場を論述している。

表を用いて、筆者は世界中で実施される各種の年金制度による年金年齢を概括している。各国のうち若干の国々では、ある可変的な弾力的年金年齢がすでに設けられており、たとえば、チェコスロヴァキアやソ連で採用された。

自動化、機械化、および化学的技術の発達により、動態的な年金年齢に対する必要性は疑う余地もない。動態的ということは、ある一定の決まった年金年齢を用いる代りに、退職の可能なある期間を定めることを意味している。

動態的な年金年齢を設けるには、次の3つの選択が予想される。

- 1 有資格者がどこで、いつ希望するかというより早い退職の可能性をもつ高い年齢を定めることで、つまり、これは「底辺における可変性」である。
- 2 有資格者がどこで、いつ希望するかという退職延期の可能性をもったより低い年齢を定めることで、つまり、これは「頂上における可変性」である。
- 3 両方の可能性を同時に適用するある組合せで、つまり、これは「底辺における」と同様に、「頂上における」可変性である。

現在の社会的な環境では、必要性について討論すべきではなくて、いずれを選ぶかという選択についてのみ論議すべきである。選択は人口、地理、経済および社会の各要素を参照して、それぞれの国がもっている諸条件によって決まるであろう。

最初に示した選択は、強力な肉体的および精神的需要と組合された人的資源の高度な消費を行なう国々にとって、他の方法よりも便利である。経済的な観点からみれば、この方法はむしろ費用が高くなる。2番目の選択は、人的資源の不足している国々にとって、他の方法よりも望ましいだろう。その方法は高度な水準をもつ熟練労働者に、かれらの活動する生活を長く延長させることができる。3

番目の選択はある総合的な方法である。この方法は社会のもっているニーズのすべてを、最もよく満しているもので、したがって、一般的に実施されるべきである。この方法は労働者の健康と疲労に対する当人の状況とともに、労働者のそれぞれがもっている能力を十分に考慮している。

人びとが当人の生涯のうちどの年に、経済活動をするができなくなるまで労働能力を喪失するかについて、まだ正確に決定できないので、この点からも年金年齢の変性は必要とされる。老齢化の進行はきわめて個人的なものであり、しかも、多くの諸要因による。

以下の結論を示すことができるだろう。

- 1 近代的な年金制度は、有資格者が退職を希望するかどうか、また、いつそれを希望するかについて、当人による自由な選択にもとづき、退職を延期するとともに早めることも可能にして、動態的な年金年齢の可能性を用意すべきである。
- 2 各人による決定は年金年齢以前、もしくはその年齢の到達時に行なうことができるようにすべきである。

年金制度に選ぶことのできる選択は、それぞれの国における社会的および経済的な状況、とくに、労働市場の状況を考慮すべきである。

- 3 早期退職の可能性は、とくに、困難なしかも骨の折れる労働に対して利用させるべきである。
- 4 動態的な退職の採用とともに併せて、雇用から漸進的に次第に引退する退職の基本原則も採用されるべきである。
- 5 動態的退職制度は、退職の決定が有資格者の自由な意思だけによるもので

あることを条件とするときにのみ、制度のもっている社会的役割を満すであろう。

W sprawie uelastycznienie systemu emerytalnego, Praca: zabezpieczenie społeczne, No. 6, 1972, pp.1-11; No. 124, '72/73.

母親手当の概念と問題点

Max Wingen

(西ドイツ)

本稿には、母親手当にかんするMarie Schulte-Langforthの論述が示されており、当人の提出した考え方は、その手当のもつより重要な側面が説明されており、またこの手当に関連して生れる各種の諸問題が論述されている。

家庭から外に出て、賃金を支払われる雇用に就いている女子が、ある所定の年齢以下の幼ない子供を育てており、雇用を一時的に離れる期間に対して、ある特殊な財政的な補償を支払うという考えは、基本的には新しいものではない。

Marie Schulte-Langforthはとくにこの分野で詳細な研究を行ない、その研究では、当人は統計資料、および社会学、人類学、心理学、精神医学および医学の科学的な訓練から得た知識を注意深く活用している。

かの女は、母親がきわめて短かいパートタイムの労働よりもより多くの時間を家庭の外で雇用されている場合に、3歳未満の子供が傷つけられるし、しかも、母親がこの二重の仕事により過重な負担を蒙むるという結論に到達した。かの女